

## ◎サーバ管理型乗車券取扱規程

制定 2022年4月25日

### (目的)

**第1条** この規程は、泉北高速鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として、当社線または当社線と連絡運輸の取扱いをする南海電鉄線に跨がって乗車する旅客の運送等について合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

**2** 第1項に定める識別番号（以下「ID」といいます。）には、次の各号に掲げる2種類があります。

- (1) クレジットカード会員番号等
- (2) 2次元バーコードの識別番号等

### (用語の意義)

**第2条** この規程におけるおもな用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、泉北高速鉄道線をいい、「南海電鉄線」とは、南海電気鉄道株式会社が経営する鉄道線および鋼索線をいいます。また、「他社線」とは、当社線および南海電鉄線以外の鉄道、軌道、自動車線および航路をいいます。
- (2) 「サーバ管理型乗車券」とは、媒体と入出場情報を組み合わせたものをいいます。
- (3) 「後払い式サーバ管理型乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、クレジット会員番号等のIDが記録されたもので、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回の乗車に利用できる媒体をいいます。
- (4) 「南海デジタル乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、2次元バーコードのIDが表示されたものをいいます。
- (5) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末（一部を除く。）をいいます。
- (6) 「対応端末機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した読取端末機をいいます。
- (7) 「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券のID、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいいます。

### (適用範囲)

**第3条** サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規程の定めるところによります。

**2** この規程が改正された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改正された規程の定めるところによります。

**3** この規程に定めていない事項については、別に定める旅客営業規則、旅客営業細則、その他達示類および業務マニュアル等によります。

**（契約の成立時期および適用規程）**

- 第4条** 後払い式サーバ管理型乗車券による旅客との運送契約の成立時期は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場の際、対応端末機等による改札を受けたときとします。また、南海デジタル乗車券は、乗車券を購入する際、旅客が情報端末で操作を行い、購入内容等をシステムに送信し、システムがその情報を受信した後、購入情報等を旅客へ返信したときに成立します。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規程の定めるところによります。

**（規程等の変更）**

- 第5条** この規程およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

**（旅客の同意）**

- 第6条** 旅客は、この規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

**（取扱区間）**

- 第7条** サーバ管理型乗車券の取扱区間は、当社線全線とします。

**（使用方法）**

- 第8条** サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、駅相互間を乗車の目的で対応端末機等による改札を受けて入場し、同一のサーバ管理型乗車券により対応端末機等による改札を受けて出場しなければなりません。

**（使用上および入出場の制限）**

- 第9条** 1回の乗車につき、2以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び入場することはできません。
- 3 サーバ管理型乗車券の破損、対応端末機等の故障または停電等によりサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、サーバ管理型乗車券は直接、対応端末機等で使用することはできません。
- 4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。
- 5 当社線での利用を制限されたサーバ管理型乗車券は、使用することができません。この場合、乗車駅を入場後であっても、降車駅において出場することはできません。
- 6 他の乗車券と併用して使用することはできません。また当社線の駅と南海電鉄線の駅との相互間を乗車する場合であって、他の乗車券が中百舌鳥駅まで有効なものであっても同様とします。
- 7 有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできません。
- 8 偽造、変造もしくは不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

### (使用の制限または停止)

**第10条** 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げるサーバ管理型乗車券による当社線の取扱制限または停止をすることがあります。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法または乗車する列車等の制限
- (2) 発売または再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限または停止

2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサーバ管理型乗車券の使用の制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

### (紛失)

**第11条** 入場後、サーバ管理型乗車券を紛失した場合、入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を収受します。

2 サーバ管理型乗車券の紛失に対し、当社はその責を負いません。

### (利用履歴の確認)

**第12条** 旅客は、乗車券管理サーバと接続するWebサイト等において、サーバ管理型乗車券の利用履歴を確認することができます。なお、利用履歴の内容は、サーバ管理型乗車券を使用して対応端末機等により入出場を行った場合の利用月日および利用区間等とします。

### (効力)

**第13条** 第8条の規定により使用するサーバ管理型乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。
- (2) 入場後は、当日に限り有効とします。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。

### (運賃)

**第14条** サーバ管理型乗車券が適用されるのは大人普通旅客運賃に限ります。

### (無効となる場合)

**第15条** サーバ管理型乗車券は、次の各号に該当する場合には、無効とします。

- (1) 旅行開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (2) 係員の承諾を得ないで対応端末機等による改札を受けずに乗車したとき
- (3) 使用方法に基づかず使用したとき
- (4) 偽造、変造もしくは不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用したとき、または使用しようとしたとき
- (5) その他不正乗車の手段として使用したとき

**(不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等)**

- 第16条** 前条の規定によりサーバ管理型乗車券を無効とした場合は、旅客営業規則第121条の規定を準用し、無札旅客として片道普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。
- 2** 前項の規定により、旅客運賃、増運賃を收受する場合において乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第123条の規定を準用します。
- 3** 前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、別に定めるところによります。

**(サーバ管理型乗車券障害時の取扱い)**

- 第17条** 破損等により対応端末機等での取扱いが不能となった場合の取扱いは、別に定めるところによります。

**(同一駅で出場する場合の取扱い)**

- 第18条** 旅客は、サーバ管理型乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。
- 2** 旅客は、サーバ管理型乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、入場料金を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

**(列車運行不能時の取扱い)**

- 第19条** 旅客は、対応端末機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合の取扱いは、別に定めるところによります。